

## 平成21年度 第28回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成22年2月23日（火）午前10時53分～午後0時56分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について

議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除等について

議案第4号 現業職員から非現業職員への転任に係る承認について

#### 協議等事項

- 1) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について
- 2) 総合事務所の労働安全衛生体制の強化のための取組について

### 5 会議の公開・非公開

議案第4号及び協議等事項を非公開とした。

### 6 議事

#### (1) 議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり意見を提出することに決定した。

#### 【説明】

平成22年2月議会に提出された次の4条例案について、地方公務員法第5条第2項の規

定に基づき県議会から意見聴取があり、これに対して本委員会の意見を回答しようとするもの。

議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

議案第 37 号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第 76 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第 77 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

① 議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等所要の改正を行う。

2 概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 「配偶者が育児休業をしている職員」又は「職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる職員」についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。

イ 子の出生の日から 8 週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 3 歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。

イ 配偶者が専業主婦（夫）であっても、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、1 月 24 時間、1 年 150 時間を超えて時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

3 施行期日等

(1) 2(1)の改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

(2) 2(2)及び(3)の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日

4 条例案に対する人事委員会の判断（案）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正であり、異議はない。

② 議案第 37 号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

公益法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等の改正を行うもの。

2 概要

- (1) 財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする。
- (2) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。

### 3 施行期日等

- (1) 2(1)の改正は、平成22年4月1日とする。
- (2) 2(2)の改正は公布日。

### 4 条例案に対する人事委員会の判断（案）

職務上必要な派遣先の整理等に伴う改正であり、異議はない。

## ③ 議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

### 1 改正理由

労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正並びに人事委員会の「人事管理に関する報告」を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合の引上げを行うとともに、時間外勤務代休時間に係る制度を新設する等所要の改正を行う。

### 2 概要

#### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。

イ 義務教育等教員特別手当の上限額を月額11,700円（現行15,900円）に引き下げる。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

#### (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。

#### (3) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(2)に準じた改正を行う。

#### (4) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(2)に伴う所要の規定の整備を行う。

### 3 施行期日等

平成22年4月1日

### 4 条例案に対する人事委員会の判断（案）

労働基準法の一部改正等に伴う所要の改正で、その必要性については平成21年10月に当委員会が報告した「人事管理に関する報告」においても言及したところであり、異議はない。

## ④ 議案第77号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給額、支給対象となる業務について所要の改正を行うもの。

### 2 概要

#### (1) 防疫等業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。

ア 防疫等業務手当の支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える。（日額300円）

イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務に係る防疫等業務手当の支給額を、日額1,200円

- (現行 600 円) に引き上げる。
- (2) 家畜保健衛生業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。
- ア 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに支給する手当の額を、日額 1,200 円(現行 600 円) に引き上げる。
- イ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛若しくは豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに手当を支給することとする。(日額 300 円)
- ウ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに手当を支給することとする。(日額 1,200 円)
- (3) 海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸 3 マイル以遠の海域において従事したものに限らないこととする。(日額 600 円)
- (4) 特別支援学校等に勤務する教諭等に対する教員特殊業務手当について、支給される職員の範囲及び支給額を次のとおり改める。
- ア 特別支援学校において手当の支給される職員の範囲を主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(現行 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員) とする。
- イ 支給額を月額 5,500 円(現行 11,000 円) に引き下げる。

### 3 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

### 4 条例案に対する人事委員会の判断(案)

防疫等業務手当の改正は、昨年の新型インフルエンザの発生に伴い、実際に生じた業務を踏まえて今後の新感染症に備え対象となる業務を新たに定めるもの及び BSE、鳥インフルエンザなど法に定める感染症のおそれのある死亡畜を解剖等する場合に従来の危険性、不快性に加えて、腐敗臭など悪臭下等で長時間の業務に伴って健康阻害の恐れがある不健康性という観点を新たに認め、支給単価を増額するもの。

家畜保健衛生業務の改正は、上記と同様の理由で死亡畜の解剖業務の支給単価を増額することに加え、従来は対象を大動物に限定していた死亡畜の解剖業務を豚も対象とすることとしたもの。さらにこれまで対象とならなかったワクチンの接種又は疾病治療業務についても病気等の感染の危険性を認め支給の対象に加えたもの。

海上危険業務手当については、平成 20 年の海事職給料表導入に際して併せて見直しを図ったものであるが、沿岸からの距離によって業務の危険性が変わるものでないことから距離制限の撤廃を図るもの。

特別支援学校等に勤務する教員等の特殊勤務手当については、対象となる教員を特別支援学級等の担任に限定するもの。

上記いずれの改定も、制度改正時から現在に至るまでの状況の変化及び現場の状況等を踏まえて実態に合わせて改正するものであり、内容も適正と思われるので異議はない。

### (2) 議案第 2 号

平成 22 年度鳥取県警察官採用試験(警察官 A) の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

平成 23 年 4 月 1 日採用予定のこの採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

#### ① 本年度の試験の特徴点

- ・年齢要件の上限を、試験年度の 4 月 1 日を基準として「30 歳未満」から「33 歳未満」に引き上げる。
- ・2 次試験は警察本部に委託して実施する予定だが、その中で行う色覚検査での基準を「業務に支障がないこと」と変更する予定。

② 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		44名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1名程度
	剣道	1名程度

③ 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

ウ その他の要件

警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

（ア）柔道については、財団法人講道館の柔道3段以上の段位を有すること

（イ）剣道については、財団法人全日本剣道連盟の剣道3段以上の段位を有すること

④ 試験日程

受付期間		4月1日（木）～4月20日（火）（消印有効） （インターネット受付：4月1日（木）午前0時～4月20日（火）午後12時）
第1次試験	試験日	5月9日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県警察本部庁舎会議室 米子会場：西部総合事務所講堂
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、論文試験
	合格者発表日	5月14日（金）（予定）
第2次試験	試験日	6月7日（月）、8日（火）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査、実技（武道受験者のみ）
	採用候補者発表日	7月2日（金）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注） 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点する。）

（3）議案第3号

職員の職務に専念する義務の免除等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第14号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条の表第34号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を次のとおり新たに承認する等の整理を行う。

- ① 以下のとおり、職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を新たに承認する。

人事委員会が必要と認める場合	期間
職員又は県費負担教職員が任命権者に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間
職員が地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間

県費負担教職員が、地方公務員法第8条第1項第11号又は第2項第3号の規定により、人事委員会又は公平委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間
職員又は県費負担教職員が国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合	その都度必要と認める期間
財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の依頼により職員又は県費負担教職員が国際競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合	その都度必要と認める期間
財団法人日本オリンピック委員会から認定を受けたオリンピック強化指定選手又は財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の強化指定選手である職員又は県費負担教職員が国際競技大会の代表選手選考会を兼ねた競技大会又は強化合宿に参加する場合	その都度必要と認める期間

- ② 過去に承認した職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を、以下のとおり改正する。

改正後	改正前	承認日
職員が全国障害者スポーツ大会及び同予選会に鳥取県代表選手として出場する場合	職員が全国身体障害者スポーツ大会及び同予選会に鳥取県代表選手として出場する場合	平成8年10月7日
県費負担教職員が、地方公務員法第8条第1項第11号又は第2項第3号の規定により、人事委員会又は公平委員会に苦情申出等する場合において、苦情申出等を受けて処理する者から求められた事情聴取等に応じる場合	県費負担教職員が、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、人事委員会又は公平委員会に苦情申出等する場合において、苦情申出等を受けて処理する者から求められた事情聴取等に応じる場合	平成17年3月28日
県立学校教職員又は県費負担教職員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3に規定する免許状更新講習を長期休業等授業時間の割り当てのない時間等に受講する場合	県立学校教職員又は県費負担教職員が以下の（1）及び（2）の講習を長期休業等授業時間の割り当てのない時間等に受講する場合 （1）平成20年度に、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第51号）」第1項及び第2項に基づき文部科学大臣が指定する講習 （2）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3に規定する免許状更新講習	平成20年7月4日

- ③ 過去に承認した以下の職員の職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員の特別休暇を取り消す。

人事委員会が必要と認める場合	期間	承認日
農業改良普及員が県の推薦により農林省の委託により鯉淵学園が実施する農業改良技術通信教育の面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間	昭和42年3月15日
生活改良普及員が県の推薦により農林省から委託された社団法人農山漁家生活改善研究会が実施する生活改良普及員通信教育スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間	昭和43年3月15日
職員が県の推薦により社会福祉法人日本肢体不自由児協会主	その都度必要と	昭和44年5月9日

催の理学療法士及び作業療法士国家試験受験資格取得のため講習を受ける場合	認める期間	日
職員が総理府の実施する「青年海外視察団」及び「青年の船」並びに鳥取県の実施する「青年海外視察団」の団員として事前研修、海外視察等に参加する場合	その都度必要と認める期間	昭和45年8月7日
職員が鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県が共同で実施する「山陽・山陰訪中青年の船」の団員として事前研修、海外視察等に参加する場合	その都度必要と認める期間	昭和51年2月27日
職員がFINA（国際水泳連盟）飛び込みワールドカップ及びその事前合宿に選手として参加する場合	その都度必要と認める期間	平成14年5月31日
職員がICF（国際カヌー連盟）FWR（フラットウォーターレーシング）ワールドカップ及びその強化合宿に選手として参加する場合	その都度必要と認める期間	平成14年7月8日
職員がカヌー世界選手権及びその強化合宿に選手として参加する場合	その都度必要と認める期間	平成14年7月24日
職員がアジア競技大会及びその強化合宿に選手として参加する場合	その都度必要と認める期間	平成14年8月24日
職員がアジア自転車競技選手権大会及びその強化合宿に選手として参加する場合	その都度必要と認める期間	平成15年7月15日
職員が公務能率評定手続きや公務能率評定結果について任命権者又は人事委員会に苦情等を申し入れたり、相談する場合	その都度必要と認める期間	平成15年12月1日
県費負担教職員が、勤勉手当の成績率に係る勤務成績評定結果について、任命権者又は人事委員会に苦情等を申し入れ、又は相談する場合	その都度必要と認める期間	平成16年12月9日

④ 承認日  
議決日

⑤ 根拠法令

○職務に専念する義務の特例に関する規則  
(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

○県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則  
(特別休暇)

第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

34 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

⑥ 臨時的任用職員の取扱について

(1) 定数内職員を対象とした包括承認について

臨時的任用職員の休暇等を定めた通知に明記することが望ましいので、下記の職務に専念する義務の免除又は特別休暇については、通知を改正して明記する。

人事委員会が必要と認める場合	期間	承認日
(改正前) 教職員定数の範囲内において正式任用職員の欠員補充として	6週間を超えない範囲内での	平成15年3月26日

<p>任用されている教職員が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業に参加する場合 ただし、次のいずれの要件も満たす場合に限る。</p> <p>(1) 現在受け持っている授業等に役立つなど現在の任用に資するものと任命権者が特に認めるものであること (2) 生徒・児童の夏休み・冬休み期間中であること</p> <p>(改正後) 教職員定数の範囲内において正式任用職員の欠員補充として任用されている教職員が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業に参加する場合 以下省略</p>	<p>都度必要と認める期間</p>	
---	-------------------	--

(2) 定数内職員以外の職員の取扱いについて

定数内職員以外の職員については、今回見直しを行う職務に専念する義務の免除又は特別休暇が適用とならないが、以下のものについては承認することとし、別途通知する。

人事委員会が必要と認める場合	期間
職員又は県費負担教職員が任命権者に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間
職員が地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間
県費負担教職員が、地方公務員法第8条第1項第11号又は第2項第3号の規定により、人事委員会又は公平委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行う場合	その都度必要と認める期間
県費負担教職員が、地方公務員法第8条第1項第11号又は第2項第3号の規定により、人事委員会又は公平委員会に苦情申出等する場合において、苦情申出等を受けて処理する者から求められた事情聴取等に応じる場合	その都度必要と認める期間

(4) 議案第4号

現業職員から非現業職員への転任に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(5) 協議等事項

①准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について、事務局が説明し、協議した。

②総合事務所の労働安全衛生体制の強化のための取組について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年3月5日（金）午前10時00分から開催することとした。